●丸之内商店街振興組合
●津新町通り商店街振興組合
●津市大門大通り商店街振興組合

## 新型コロナウイルス対策実施をPR

丸之内商店街振興組合(寺家光弘理事長)、津新町通り商店街振興組合(山鹿守弘理事長)、津市大門大通り商店街振興組合(山田和弘理事長)は、各組合員の店舗がお客様に安全・安心にお買い物をして頂けるように、新型コロナウイルス対策に取り組んでいることをPRするポスターを作成し、8月中旬から各店舗にて掲示を始めました。

●四日市諏訪商店街振興組合

## オンラインを活用して中小企業組合等課題対応支援事業を実施

四日市諏訪商店街振興組合(水谷武生理事長)は、今年度全国中小企業団体中央会の中小企業組合等課題対応支援事業(中小企業組合等活路開拓事業)補助金の採択を受け、「駐車場の利用状況の調査とリニューアルに向けたビジョンの策定」をテーマに事業を実施しています。

7月から組合駐車場利用者のニーズ調査等を行うための調査・研究委員会を開催していますが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、Web会議システム「Zoom」を使用して、県外の専門家委員等にはオンラインで委員会に参加してもらうなどして事業を進めています。

なお、来年の1月には駐車場リニューアルに向けたビジョンを策定する予定となっています。

## ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆ 下請法クイズ ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

下請法は、下請取引において下請事業者の利益を守るための法律です。
今般、公正取引委員会中部事務所が公表している下請法に関するクイズから、問題をピックアップしました。
下請法って何？という方も、是非一度チャレンジしてみて下さい！

問題　**次に掲げるAさんが採った行動は，下請法を遵守する観点から適当といえるでしょうか。**

Aさんは、資本金6,000万円のビルメンテナンス会社に勤務しており、清掃業務を委託している下請事業者との価格交渉や発注業務を担当しています。

下請事業者から単価の引上げを求められたが、下請事業者から理由を聞かずに、一方的に従来どおりに単価を据え置いた。

答え　**「不適当」**

解説　下請代金の決定において、通常支払われる対価に比し著しく低い額を不当に定めることは「買いたたきの禁止」(下請法第4条第1項第5号)の規定に違反します。

例えば、明らかな人件費の高騰により、下請事業者のコストが上昇しているにもかかわらず、設問のように、下請事業者と十分な協議をすることなく、下請代金の額を従来の単価に据え置くことは、当該規定に違反するおそれがあります。

★公正取引委員会中部事務所が公表している下請法クイズはこちら★
⇒　https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/oshirase.html#cmskuizu

**【P8「あなたも組合士」の解答】**

| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ○ | × | × | ○ | ○ | ○ | × | × | × | ○ |